

令和7年度 流域治水推進事業(広報動画放映)業務仕様書

1 件名

令和7年度流域治水推進事業(広報動画放映)業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月10日まで

3 実施に当たっての基本方針

- (1) ・近年、気候変動による豪雨が増加し、全国各地で水害が激甚化、頻発化しており、令和元年東日本台風、令和3年8月～9月の大雨など長野県においても毎年のように甚大な被害が発生している。
 - ・これら被害の激甚化・頻発化を受け、国土交通省は、これまでの国・県による河川整備だけでなく、市町村や民間事業者、住民等あらゆる関係者が協働し、流域全体で持続可能な治水対策を行う「流域治水」に政策転換をしている。
 - ・これまでに長野県では「長野県流域治水推進計画」を策定し、「流域治水」の取り組みへの参画や意識の共有を図るための啓発活動を行って来ているが、更に「流域治水」の取り組みを知り、防災・減災への意識の醸成を図る必要があると考えている。
- (2) 今回の業務は、これまでに作成した「流域治水」の動画を多用にある媒体を利用し、「流域治水」の取り組みが理解され、必要性を知ってもらい、自分事化として捉え、主体的に行動してもらう人を確実に増加させることを目的とする。

4 委託する業務の内容

○提供素材による広報動画の放映

3本の既存広報動画（各15秒）について、あらゆる媒体を用いて広報を行う。

- (1) 放映期間 提案による。
- (2) 放映媒体 提案による。

※複数の媒体・時期を組み合わせることで、最も効果的な広報となるよう提案をすること。ただし、映画館放映を2カ月以上含むこと。

映画館は長野県内の任意の場所とするが、長野グランドシネマズを含むものとする。

- (3) 回数 提案による。
- (4) その他 動画の変換作業が必要になった場合は、編集作業を行うこと。

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則第 143 条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。
- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の 10 分の 3 に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

10 報告

- (1) 受託者は、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から 5 日以内に委託者に提出する。
- (2) 受託者は、委託業務完了後 10 日以内に、委託業務完了報告書を委託者に提出する。
なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出する。
 - ・業務完了報告書（放送実績が確認できるもの）
※放送局として独自に放送した分についても可能な範囲で報告してください。
 - ・その他、県が必要と認める書類

(3) 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部河川課（長野県庁 7 階）

11 業務に要する経費の限度額

5,929,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

12 業務実施上の留意事項

(1) 提出する企画提案書の内容は、3 の基本方針の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施方針とする。

(2) 業務の実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

13 その他

(1) 本事業は、委託者が委託する事業のため、事業の成果等は委託者に帰属する。

(2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

(3) 次の一般的な事項にも注意すること。

ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。

イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(4) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとする。

(5) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。